**２ 目標の設定**

**⑴　第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実施状況**

**《第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の数値目標及び実績》**

**①　福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標及び実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和５年度） | 令和４年度実績と達成率 | 備　考 |
| **ア　施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数** | ２３人（２.５％） | ６人２６.１％ | * 基準時（令和元年度末）における本市の施設入所者数は

９４８人* 目標は令和３年度からの累計
* カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率
 |
| **イ　施設入所者の削減数** | 設定しない | 設定しない |

ア　施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和５年度の目標を、基準時（令和元年度末）の本市の施設入所者数９４８人の２.５％に当たる２３人と設定しました。これに対して、令和４年度までの累計は６人にとどまっています。

イ　施設入所者の削減数

多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、本市においては、一律の削減目標は設定しないこととしています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価】…施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数の目標を達成することができていません。

【課題】…施設入所者は重度障害者が多く、地域生活への移行が難しい上、施設入所の待機者も多いことから、計画的な施設入所者数の削減は非常に困難な状態にあります。

【方策】…障害者の自立した地域生活を支援するために、グループホーム等の居住の場を確保する等、施設入所者の地域生活への移行を促進していきます。

**②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標及び実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和５年度） | 令和４年度実績と達成率 | 備　考 |
| **ア　精神病床における1年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）** |
|  | **(ア) ６５歳以上の長期入院患者数** | ８１６人 | ９９３人８２.２％ | ・目標は単年度の数値 |
|  | **(イ) ６５歳未満の長期入院患者数** | ５３５人 | ５３０人１００.９％ |
| **イ　精神病床における早期退院率** |  |  |
|  | **(ア) 入院後３か月時点の退院率** | ６９％ | ６４％９２.８％ | ・目標は単年度の数値 |
| **(イ) 入院後６か月時点の退院率** | ８６％ | ８７％１０１.２％ |
| **(ウ) 入院後１年時点の退院率** | ９２％ | ９３％１０１.１％ |

ア　精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）

令和５年度の目標を、６５歳以上８１６人、６５歳未満５３５人と設定しました。これに対して、令和４年度の実績では、６５歳以上は９９３人にとどまっていますが、６５歳未満は

５３０人と目標を上回っています。

イ　精神病床における早期退院率

令和５年度の目標を、「(ア)入院後３か月時点の退院率」については６９％以上、「(イ)入院後６か月時点の退院率」については８６％以上、「(ウ)入院後１年時点の退院率」については９２％以上と設定しました。これに対して、令和４年度の実績では、入院後３か月時点の退院率は６４％にとどまっていますが、入院後６か月時点の退院率は８７％、入院後１年時点の退院率は９３％で目標を上回っています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価】…６５歳以上の長期入院患者数が増加しています。入院後６か月及び１年時点の退院率は目標を達成できていますが、入院後３か月時点の退院率については目標を達成できていないため、引き続き、早期の退院後の支援を進める必要があります。

【課題】…高齢の精神障害者を継続的に支援できる相談支援機関が限られ、グループホーム等の受け皿となる社会資源が不足していることが考えられます。加えて、退院に当たって家族の賛成・協力が得られないこと、精神状態が改善しないこと、入院の長期化に伴い、本人の退院意欲が低下していることが考えられます。

【方策】…病院による帰来先の確保や地域の関係者による当事者・家族への退院後の生活支援に加え、家族会等を通じた精神障害者に対する地域理解の促進に努めます。

**③　地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標及び実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和５年度） | 令和４年度実績と達成率 | 備　考 |
| **ア　地域生活支援拠点等の整備箇所数** | ８か所 | ６か所７５％ | ― |
| **イ　運用状況の検証・検討** | 実施 | 実施 | ・障害者自立支援協議会において実施する。 |

ア　地域生活支援拠点等の整備箇所数

地域生活への移行等に係る相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備箇所数について、平成３０年度から６年間で全区（８か所）に整備することを目指して、令和５年度までの目標を８か所と設定しました。これに対して、令和４年度までに６か所を整備しました。

イ　運用状況の検証・検討

　　整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上の運用状況の検証及び検討を実施することを目標として設定しました。これに対して、令和４年度は、１回実施しました。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価】…ア　国の基本指針（令和５年度までに１か所）を上回って整備（令和４年度までに６か所整備）しています。

　　　　　イ　障害者自立支援協議会において実施しています。

【方策】…ア　令和５年度までに全区（８か所）に整備します。

　　　　　　　イ　引き続き、障害者自立支援協議会において実施します。

**④　福祉施設から一般就労への移行等に関する目標及び実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和５年度） | 令和４年度実績と達成率 | 備　考 |
| **ア　福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数** | ３１４人（１.２７倍） | ２５８人８２.２％ | ・基準時（令和元年度）の本市の実績は２４７人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
|  | **(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数** | １８９人（１.３倍） | １７４人９２.１％ | ・基準時（令和元年度）の本市の実績は１４５人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
|  | **(イ) 就労継続支援Ａ型事業利用者からの一般就労移行者数** | ３２人（１.２６倍） | １９人５９.４％ | ・基準時（令和元年度）の本市の実績は２５人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
|  | **(ウ) 就労継続支援Ｂ型事業利用者からの一般就労移行者数** | ４５人（１.２３倍） | ２８人６２.２％ | ・基準時（令和元年度）の本市の実績は３６人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
| **イ　就労定着支援事業の利用者数及び事業者ごとの就労定着率** |
|  | **(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用** | ２２０人 | ２１６人９８.２％ | ・令和５年度における就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の目標は３１４人・目標は単年度の数値 |
|  | **(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所が全体の７割以上** | １４か所 | １４か所１００％ | ・令和５年度末の就労定着支援事業所の見込み数は２０か所・目標は単年度の数値 |

ア　福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数

令和５年度の目標を、基準時（令和元年度）の本市の一般就労移行者数２４７人の１.２７倍にあたる３１４人と設定しました。これに対して、令和４年度の実績は２５８人にとどまっています。

 　（ア）　就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

　　　　　 令和５年度の目標を、基準時（令和元年度）の本市の実績１４５人の１.３倍に　　　　あたる１８９人と設定しました。これに対して、令和４年度の実績は１７４人にとどまっています。

（イ）　就労継続支援Ａ型事業利用者からの一般就労移行者数

 令和５年度の目標を、基準時（令和元年度）の本市の実績２５人の１.２６倍に　　　　あたる３２人と設定しました。これに対して、令和４年度の実績は１９人にとどまっています。

（ウ）　就労継続支援Ｂ型事業利用者からの一般就労移行者数

 令和５年度の目標を、基準時（令和元年度）の本市の実績３６人の１.２３倍に　　　　あたる４５人と設定しました。これに対して、令和４年度の実績は２８人にとどまっています。

イ（ア）　就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用

令和５年度の目標を、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数の令和５年度の目標３１４人の７割にあたる２２０人と設定しました。これに対して、令和４年度の実績は２１６人となっています。

（イ）　就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所が全体の７割以上

令和５年度の目標を、就労定着支援事業所の令和５年度末における見込み数である

２０か所の７割にあたる１４か所と設定しました。これに対して、令和４年度の実績は１４か所となっています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価】…概ね目標を達成できていません。

【課題】…施設利用者の一般就労への移行者について、２５８人（８２.２％）と令和３年度実績（２３２人）を上回り、年々増加傾向にあります。しかしながら、依然として目標を下回っているのは、感染症の影響による企業側の実習受入の減少により、就労体験の機会が失われ、一般就労に結びつかなかったことが考えられます。

【方策】…就労体験の機会を増やすため、市・ハローワーク・地域の就労支援機関が連携し、引き続き、実習受入協力企業の開拓を行い、一般就労への移行の促進を図ります。

**⑤　障害児支援の提供体制の整備等に関する目標及び実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和５年度） | 令和４年度実績と達成率 | 備　考 |
| **ア****重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実** |
|  | **(ア) 児童発達支援センターの設置数** | ７か所 | ８か所１１４.３％ | ・基準時（令和元年度末）の設置数は７か所 |
| **(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築** | 構築 | 構築 | ・基準時（令和元年度末）で体制が構築されている施設は８か所 |
| **イ****主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保** |
|  | **(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数** | ２０か所 | １９か所９５％ | ・基準時（令和元年度末）の設置数は１４か所 |
| **(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数** | ２１か所 | ２０か所９５.２％ | ・基準時（令和元年度末）の設置数は１５か所 |
| **ウ　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置****及びコーディネーターの配置** |
|  | **(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置** | 設置 | 設置 | ・基準時（令和元年度）で設置済み。 |
| **(イ)** **医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置** | 配置 | 配置 | ・基準時（令和元年度）で配置済み。 |

ア（ア）　児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和５年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、令和５年度の目標を、基準時（令和元年度）の設置数である７か所と設定しました。これに対して、令和４年度の実績は８か所と目標を上回っています。

（イ）　保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、基準時（令和元年度）において体制の構築ができていたことから、令和５年度の目標を、「構築」としました。これに対して、令和４年度も引き続き体制の構築ができています。

イ（ア）　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ）　主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和５年度末までに、各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和５年度までの目標として、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を２０か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を２１か所と設定しました。これに対して、令和４年度の実績はそれぞれ１９か所、２０か所となっています。

ウ（ア） 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和５年度末までに各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、重症心身障害児者のための関係機関の協議の場である「重症心身障害児者地域生活支援協議会」を開催しており、この協議会を、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置付けています。令和４年度も引き続きこの協議会を設置しています。

　（イ） 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和５年度末までに各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、基準時（令和元年度）において配置ができていることから、令和５年度の目標を「配置」としました。これに対して、令和４年度も引き続き配置ができています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価等】…概ね目標を達成しています。今後とも、医療的ケア児とその家族が、地域の中で安心して生活が送られるよう、引き続き関係機関と連携し、きめ細かく要望を把握した上で、当事者に寄り添った取組を着実に進めていきます。

**⑥　相談支援体制の充実・強化等に関する目標及び実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和５年度） | 令和４年度実績と達成率 | 備　考 |
| **相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保** | 確保 | 確保 | ・目標の「確保」の判断は、Ｐ３３の「⑻相談支援体制の充実・強化のための取組」を実施する体制が確保されていることによる |

　　　　国の基本指針では、令和５年度末までに各市町村等において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

　　　　本市においては、実施する体制が確保されていたため、令和５年度の目標を「確保」としました。これに対して、令和４年度も引き続き体制の確保ができています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価等】…総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保できました。

**⑦　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標及び実績**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和５年度） | 令和４年度実績と達成率 | 備　考 |
| **障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築** | 構築 | 構築 | ・目標の「構築」の判断は、Ｐ３５の「⑼障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる |

　　　　国の基本指針では、令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

　　　　本市においては、国の基本指針どおり、令和５年度末までに体制を構築することを目標として設定しました。これに対して、令和４年度も引き続き体制の構築ができています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価等】…障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制を構築しました。

**⑵　第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の目標**

　　　目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

**①　福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和８年度） | 備　考 |
| **ア　施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数** | ９人（１.０％） | * 基準時（令和４年度末）における本市の施設入所者数は９２４人
* 目標は令和６年度からの累計
* カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率
 |
| **イ　施設入所者の削減数** | 設定しない |

ア　施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本指針では、基準時（令和４年度末）の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本としています。

全国の平均的な動向を踏まえて設定された国の基本指針は、施設入所者の地域生活への移行を目標に掲げた平成１８年度以降、既に２１６人が地域移行を完了しており、残された入所者の重度化・高齢化が著しく進展している本市の実態には適しません。そのため、令和３年度から令和５年度の地域移行実績（見込み）９人を目標として設定します。

イ　施設入所者の削減数

　　　　　国の基本指針では、基準時（令和４年度末）からの累計の削減率５％以上を基本としています。

　　　　　多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、本市においては、第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画に引き続き、一律の削減目標は設定しないこととします。

**②　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和８年度） | 備　考 |
| **ア　精神病床における1年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）** |
|  | **(ア) ６５歳以上の長期入院患者数** | ８９７人 | ・目標は単年度の数値 |
|  | **(イ) ６５歳未満の長期入院患者数** | ５７２人 |
| **イ　精神病床における早期退院率** |  |  |
|  | **(ア) 入院後３か月時点の退院率** | ６８.９％ | ・目標は単年度の数値 |
| **(イ) 入院後６か月時点の退院率** | ８４.５％ |
| **(ウ) 入院後１年時点の退院率** | ９１.０％ |

ア　精神病床における１年以上長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）

　　　　　国の基本指針では、国が定める推計式を用いて県の区域単位で設定することになっており、県が第７期障害福祉計画及び第８次保健医療計画において設定する目標値（６５歳以上

２,３０３人、６５歳未満１,２４７人）を参考に推計（県の目標値を令和８年の県市の人口推計比で按分）すると、６５歳以上は８９７人、６５歳未満は５７２人となります。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 過去5か年平均 |
| 65歳以上 | 人 | 856 | 878 | 850 | 956 | 993 | 906 |
| 65歳未満 | 人 | 623 | 576 | 560 | 540 | 530 | 566 |

イ　精神病床における早期退院率

国の基本指針では、「(ア)入院後３か月時点の退院率」については６８.９％以上、「(イ)入院後６か月時点の退院率」については８４.５％以上、「(ウ)入院後１年時点の退院率」については９１.０％以上を基本としています。

　　本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針どおり、それぞれ設定します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 過去5か年平均 |
| 入院後3か月 | ％ | 76.0 | 61.0 | 63.0 | 67.0 | 64.0 | 66.2 |
| 入院後6か月 | ％ | 87.0 | 83.0 | 85.0 | 87.0 | 87.0 | 85.8 |
| 入院後1年 | ％ | 91.0 | 92.0 | 92.0 | 92.0 | 93.0 | 92.0 |

　　　　　【これまでの実績】

**③　地域生活支援の充実に関する目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和８年度） | 備　考 |
| **ア　地域生活支援拠点等の整備箇所数** | ８か所 | ・基準時（令和４年度末）時点で６か所整備・目標は基準時（令和４年度末）からの累積 |
| **イ　コーディネーターの配置人数** | ８人 | ・基準時（令和４年度末）時点で６人配置 |
| **ウ****障害福祉サービス事業所等の担当者の配置** | 配置 | ― |
| **エ　運用状況の検証・検討** | 実施 | ・障害者自立支援協議会において実施する |
| **オ　強度行動障害を有する障害者の支援体制の構築** | 構築 | ― |

　　　ア　地域生活支援拠点等の整備箇所数

国の基本指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、令和８年度末までに１か所以上を確保することを基本としています。

本市においては、令和４年度末までに６か所整備しており、令和５年度中に全区（８か所）に整備予定であるため、引き続き８か所を目標に設定します。

イ　コーディネーターの配置人数

国の基本指針では、令和８年度末までにコーディネーターを配置することを基本としており、本市においても、「ア　地域生活支援拠点等の整備箇所数」に合わせて８人配置することを目標に設定します。

ウ　障害福祉サービス事業所等の担当者の配置

国の基本指針では、令和８年度末までに地域生活支援拠点等の機能の充実を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置することを基本としており、本市においても、配置することを目標に設定します。

エ　運用状況の検証・検討

国の基本指針では、整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上、運用状況を検証及び検討することを基本としており、本市においても、障害者自立支援協議会において年１回以上実施することを目標に設定します。

オ　強度行動障害を有する障害者の支援体制の構築

国の基本指針では、令和８年度末までに各市町村又は圏域における、強度行動障害を有する障害者に関する支援ニーズの把握等による、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本としています。

本市においては、国の基本指針どおり、令和８年度までに強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握並びに関係部局と連携した地域での支援体制の検討及び構築を行うことを目標に設定します。

**④　福祉施設から一般就労への移行等に関する目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和８年度） | 備　考 |
| **ア　福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数** | ２９７人（１.２８倍） | ・基準時（令和３年度）の本市の実績は２３２人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
|  | 1. **就労移行支援事業利用者から**

**)の一般就労移行者数** | １９６人（１.３１倍） | ・基準時（令和３年度）の本市の実績は１４９人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
|  | 1. **就労移行支援事業利用終了者**

**に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所数** | １６か所 | ・令和８年度末の就労移行支援事業所の見込み数は３１か所・目標は単年度の数値 |
|  | 1. **就労継続支援Ａ型事業利用者**

**)からの一般就労移行者数** | ２８人（１.２９倍） | ・基準時（令和３年度）の本市の実績は２１人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
|  | **(エ) 就労継続支援Ｂ型事業利用者****)からの一般就労移行者数** | ３９人（１.２８倍） | ・基準時（令和３年度）の本市の実績は３０人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
| **イ　就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率** |
|  | 1. **就労定着支援事業の利用者数**
 | ２５９人（１.４１倍） | ・基準時（令和３年度）の本市の実績は１８３人・目標は単年度の数値・カッコ内は基準時の実績に対する倍率 |
|  | **(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所が全体の２割５分以上** | ２２か所 | ・令和８年度末の就労定着支援事業所の見込み数は２６か所・目標は単年度の数値 |

ア　福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数

　　国の基本指針では、令和８年度の目標値を、基準時（令和３年度）の実績の１.２８倍以上とすることを基本としています。

　　過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和３年度実績２３２人の１.２８倍となる

２９７人を目標に設定します。

【計算式】

232人×1.28=297人（小数点以下切り上げ）

（ア）　就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

　　　　　国の基本指針では、令和８年度の目標値を、基準時（令和３年度）の実績の１.３１倍以上とすることを基本としています。

　　　　　過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和３年度実績１４９人の１.３１倍となる１９６人を目標に設定します。

【計算式】

149人×1.31=196人（小数点以下切り上げ）

　（イ）　就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所数

　　　　　国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上とすることを基本としています。

　　　　　国の基本指針どおり、就労移行支援事業所の令和８年度末における見込み数である

３１か所の５割にあたる１６か所を目標に設定します。

【計算式】

31か所×0.5=16か所（小数点以下切り上げ）

　（ウ）　就労継続支援Ａ型事業利用者からの一般就労移行者数

　　　　　国の基本指針では、令和８年度の目標値を、基準時（令和３年度）の実績の１.２９倍以上とすることを基本としています。

　　　　　過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和３年度実績２１人の１.２９倍となる２８人を目標に設定します。

【計算式】

21人×1.29=28人（小数点以下切り上げ）

　（エ）　就労継続支援Ｂ型事業利用者からの一般就労移行者数

　　　　　国の基本指針では、令和８年度の目標値を、基準時（令和３年度）の実績の１.２８倍以上とすることを基本としています。

　　　　　過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和３年度実績３０人の１.２８倍となる３９人を目標に設定します。

【計算式】

30人×1.28=39人（小数点以下切り上げ）

イ（ア）　就労定着支援事業の利用者数

　　　　　国の基本指針では、令和８年度の目標値を、基準時（令和３年度）の実績の１.４１倍以上とすることを基本としています。

　　　　　過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和３年度実績１８３人の１.４１倍となる２５９人を目標に設定します。

【計算式】

183人×1.41=259人（小数点以下切り上げ）

　（イ）　就労定着支援事業利用終了後の就労定着率が７割以上の事業所が全体の２割５分以上

　　　　　国の基本指針では、令和８年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本としています。

　　　　　現状において、国の基本指針を上回っていることから、現状の割合と同水準を維持するよう、就労定着支援事業所の令和８年度末における見込み数である２６か所の

８割５分にあたる２２か所を目標に設定します。

【計算式】

26か所×0.85=22か所（小数点以下切り下げ）

【参考】現状の割合（令和3年度末時点）

・就労定着支援事業所：21か所

・就労定着率が7割以上となる事業所数：18か所

・就労定着率が7割以上となる事業所の割合：8割5分

**⑤　障害児支援の提供体制の整備等に関する目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和８年度） | 備　考 |
| **ア　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実** |
|  | **(ア) 児童発達支援センターの設置数** | ８か所 | ・基準時（令和４年度末）の設置数は８か所 |
| 1. **保育所等訪問支援を利用でき**

**)る体制の構築** | 構築 | ・基準時（令和４年度末）で体制が構築されている施設は１３か所 |
| **イ　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保** |
|  | 1. **主に重症心身障害児を支援す**

**)る児童発達支援事業所数** | ２４か所 | ・基準時（令和４年度末）の設置数は１９か所 |
| **(イ) 主に重症心身障害児を支援す****)る放課後等デイサービス事業所数** | ２５か所 | ・基準時（令和４年度末）の設置数は２０か所 |
| **ウ　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置** |
|  | 1. **医療的ケア児支援のための関**

**)係機関の協議の場の設置** | 設置 | ・基準時（令和４年度）で設置済み。 |
| 1. **医療的ケア児等に関するコー**

**)ディネーターの配置** | 配置 | ・基準時（令和４年度）で配置済み。 |
| **エ　障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置** | 設置 | ・令和５年度に設置済み。 |

ア（ア）　児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和８年度末までに、各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本としています。

本市においては、国の基本指針を上回って既に８か所設置していることから、現状の設置数である８か所を目標に設定します。

（イ）　保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和８年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、令和４年度末時点において、支援を行うこども療育センター３か所に加え、民間の事業所も１０か所指定しており、既に体制の構築ができていることから、「構築」を目標に設定します。

イ（ア）　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ）　主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和８年度までの目標として、令和２年度から令和４年度の開設数５か所を新たな開設数と見込んで、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を２４か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を２５か所と設定します。

ウ（ア）　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和８年度末までに、各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、現状において重症心身障害児者地域生活支援協議会を設置し、協議していることから、「設置」を目標に設定します。

（イ）　医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和８年度末までに、各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、現状において医療的ケア児等に関するコーディネーターを３人配置していることから、「配置」を目標に設定します。

エ　障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

国の基本指針では、令和８年度末までに、各都道府県及び各指定都市において、障害児入　　所施設に入所している児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。

本市においては、現状において関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、障害児入所施設からの移行調整会議を広島県が圏域で設置していることから、「設置」を目標に設定します。

**⑥　相談支援体制の充実・強化等に関する目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和８年度） | 備　考 |
| **ア****基幹相談支援センターの設置** | 設置 | ・基準時（令和４年度）で設置済み。 |
| **イ　個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制を確保** | 確保 | ・基準時（令和４年度）で確保済み。 |

ア　基幹相談支援センターの設置

国の基本指針では、令和８年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターが

Ｐ５３「⑻　相談支援体制の充実・強化のための取組」に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

本市においては、現状において全区（８か所）に障害者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施していることから、「設置」を目標に設定します。

イ　個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制を確保

　　　　　国の基本指針では、令和８年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

　　　　　本市においては、国の基本指針どおり、障害者自立支援協議会を設置し、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施していることから、「確保」を目標に設定します。

**⑦　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　標（令和８年度） | 備　考 |
| **障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築** | 構築 | ・目標の「構築」の判断は、Ｐ５３の「⑼障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる。 |

　　　　国の基本指針では、令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

　　　　具体的には、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制の構築により判断します。

　　　　本市においては、国の基本指針どおり、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用等ができており体制を構築しているため、「構築」を目標として設定します。